

「たかさき生涯学習まちづくり出前講座」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高崎市生涯学習推進本部が実施する「たかさき生涯学習まちづくり出前講座」(以下「出前講座」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「出前講座」は、行政情報及び専門知識を有する職員を講師として市民の学習機会に派遣することにより、市行政の情報公開、学習講座の提供により市民参加を促進し、生涯学習を通じたまちづくりを進めることを目的とする。

(対象者)

第3条 「出前講座」の対象者は、市内に在住、在勤、在学するおおむね10人以上で構成される団体、又はグループ、サークルとする。ただし、高崎市生涯学習推進本部長(以下「市長」という。)が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(内容)

第4条 「出前講座」の内容は、別表のとおりとする。

(実施日及び時間)

第5条 「出前講座」の実施日及び時間は、年末年始の市の休日及び祝日を除く日の午前10時から午後9時までの間とし、1講座の所要時間は2時間程度とする。

(会場)

第6条 「出前講座」の会場は、原則として市内とし、申込み団体等が責任をもって確保するものとする。

(講師)

第7条 「出前講座」の講師は、原則として市職員のうち係長相当職以上とする。

(申し込み)

第8条 申込みは、実施予定日の1ヵ月前までに、たかさき生涯学習まちづくり出前講座申込書兼承諾書(様式1)により、市長に申し込むものとする。

(決定)

第9条 市長は、申込みがあったときは、調整のうえ実施の可否を決定し、たかさき生涯学習まちづくり出前講座申込書兼承諾書により申込み者に通知するものとする。

(申込み受理の制限)

第10条 市長は、申込み団体等が主催する講座が次の各号のいずれかに該当する場合は出前講座を実施しない。

- (1) 公序良俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治や宗教活動につながるおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする活動に利用されるおそれがあるとき。

(変更の届け出)

第11条 第9条により決定通知を受けた者は、開催日時、会場、その他の事項に変更が生じたとき、又は講座の取り消しをするときは速やかに市長にその旨を連絡しなければならない。

(報告書の提出)

第12条 出前講座を申込み、市長に承諾された者は、講座終了後7日以内に「たかさき生涯学習まちづくり出前講座」実施報告書(様式2)を市長に提出するものとする。

(講師料)

第13条 「出前講座」の講師料は、無料とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。